

# 商工会だより

(臨時号)

発 行 津和野町商工会

本 所 〒699-5605 津和野町後田口187

TEL:0856-72-3131 FAX:72-1389

日原支所 〒699-5221 津和野町日原 225-1

TEL:0856-74-1221 FAX:74-1220

ホームペーシ゛ http://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/

# 補助金のお知らせ

補助金一覧は前回号をご覧ください。

# ※要注意

今年度は<u>すべて事後申請はできません</u>ので、見積書を取ってまずは事業計画書を申請して採択を受けてから購入・着工してください。



### 月次支援金

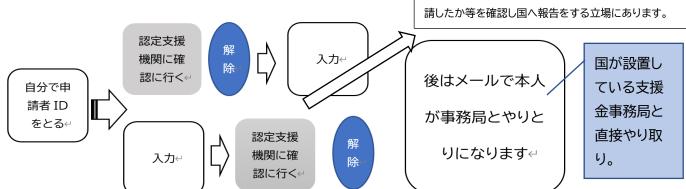
※補助金額最大個人月10万円・法人月20万円

- ① 対象期間売上高が2021年4月・5月・6月が2019年もしくは2020年同月比較で50%以上減少している
- ②緊急事態宣言地域と直接もしくは間接的に反復した取引がある(卸売業や宿泊業)
- ③RESASによる宣言地域との交流人口が市町村単位で50%以上ある
- ※4月は津和野町が宿泊しか50%以上になっていないが、5月・6月は全交流人口で50%を超え、 観光関連 小売業やサービス業も申請対象になったと考えられます

#### 申請に際して…

- 1. 認定支援機関(商工会等)の「事業者である」という事前確認が必要になります。認定支援機関はこの役割があるために、**請負や代理申請はできません。**
- 2. 自分でメールアドレスを登録し、申請者 ID を取得し、各種書類の準備はもちろんですが、それを(できればスキャンデータ)にしておく必要があります。
- 3. 約2年分の月別売上高を入力する必要があります。パソコン等が無い方は、商工会内でパソコンをお貸ししてサポートします。

※4~6月分は一回申請すれば次回は入力や事前確認が省略 されます。すべてそろっていれば2時間あればできるかと思います。 先でも後でもいいので、とにかく商工会が「申請者が事業者である」という確認をしないと最終の申請はできません。商工会は本人確認、申請書類の説明、何月で申請したか等を確認し国へ報告をする立場にあります。







# 島根県飲食店等事業継続特別給付金

島根県が6月補正予算にて上記補助金を売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援す るため、事業規模に応じた給付金を支給します。

#### 支給対象|

令和2年12月1日までに「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている店舗(但し、 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、調理等を行う自動販売機は除く。)

※次に掲げる(1)②要件をすべて満たすこと 給付要件丨

- ①直近期の総売上高(飲食店等営業以外も含めた総売上高)が、その前期または前々期と比較 して減少、かつ次のアまたはイのいずれかを満たすこと
- ア、飲食店等営業に係る総売上高が、直近期とその前期又は前々期を比較して30%以上減 少
  - イ、飲食店等営業に係る総売上高が、令和2年12月から令和3年3月までの総売上高の合 計と前年同期間または前々年同期間の総売上高の合計を比較して50%以上減少
  - ※飲食店営業に係る年間総売上が1店舗あたり50万円以上であること
- ②事業継続の意思があり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策をした営業を行うこと

#### ※町の商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業を活用ください

#### 給付額|

基準となる年間売上高(前期または前々期)に応じて、1店舗あたり定額を給付

※但し、1事業者あたりの給付上限額は200万円

「1店舗あたりの給付額] 1 店舗なたいの年間売上担増 经付烟

「店舗のたりの平间元工規模	アローフリー 分見
(1)1,500 万円未満	50 万円
(2)1,500 万円以上 2,000 万円未満	65 万円
(3)2,000 万円以上 2,500 万円未満	80 万円
(4)2,500 万円以上 3,000 万円未満	90 万円
(5)3,000 万円以上 3,500 万円未満	100 万円
(6)3,500 万円以上 4,000 万円未満	110 万円
(7)4,000 万円以上	120 万円

給付の受付開始

令和3年7月下旬頃を予定しています。

#### その他

受付方法や申請書類など、現在準備中 ですので、もうしばらくお待ちください。

> 【問い合わせ先】 島根県中小企業課 電話 0852-22-5680

※島根県より7月下旬には情報開示し、申請を始める予定であるということでした

# 商工会事業についてお知らせ

#### ① 令和3年度首都圏県産品販路開拓事業の参加事業者募集について

島根県は、首都圏での販路開拓を目指す県内事業者を対象とし、首都圏の小売店等への県産品の紹介・斡旋、商談機会の提供、商品開発に向けた消費者ニーズの収集及びフィードバックを業務委託((有)良品工房)により実施しています。

#### <本事業へのエントリーについて>

「日比谷しまね館」に出品申請し採択された商品が前提(申請時期 8、11、2 月予定) 流れ ①出品申請(8 月)→②商品提案会(9 月頃:益田市)→③商品決定通知(10 月頃) →④商品の出品 →⑤本事業へのエントリー(募集期間:令和 3 年 12 月末まで) ※しまね館において採択されなかった商品は、その後 1 年間出品申請できません。 4つの事業を(有)良品工房と実施:①営業代行(代行)、②アンテナショップを活用した商談会(代行)、③島根フェア(商品提供依頼)、④オンライン商談会(事業者) ※当商工会においても販路開拓支援として本事業の説明会の開催をします。



■説明会 日時 令和3年7月21日(水)14:00-15:00

場所 津和野町商工会本所 研修室 (同封の説明会案内をご確認の上、参加申込ください。)

※事前に詳しく知りたい方は島根県 HP でも確認できます。

(過去または現在、日比谷しまね館へ出品されている事業者も対象です。)

#### ② オンライン観光商談マッチングフェア

- ■募集期間 令和3年6月22日(火)~令和3年7月21日(水)
- ■参加費 無料
- ■オンライン商談会 令和3年11月29日(月)~12月10日(金) ※事前予約制 全国商工会連合会の事業で、H&Sが事業主体となり、観光業の商談会をWEBで行っている事業です。当会も 昨年度から参加していますが、コロナ禍で観光業のニーズは大きく変化し、今年より2社以上の取り組みによる 体験型の観光を対象としています。全国連としても遊びの予約サイト『アソビュー!』を運営するアソビュー(株) と連携し、支援事業者の体験サービスのブラッシュアップ支援と新たな販路開拓を目指します。津和野町に2回 3回と来て頂くために、事業間連携による「体験型観光」を造成し、事業者自らが旅行業者に対し営業活動を行

【事業例】旅館組合が鴎外没後100年を機会として 鷗外が愛した夕餉(仮)を献立化し、この体験を商品として 商談会に臨む。このような連携した取り組みを募集します。ご希望の方は21日までに商工会まで連絡下さい。

# その他お知らせ

っていただきたいと考えております。

●津和野夏まつりの中止について(お知らせ)

「つわの鯉・恋・来いまつり」、「にちはら鮎まつり花火大会」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。 つわの鯉・恋・来いまつり実行委員会・にちはら鮎まつり花火大会実行委員会

島献※創生

子育てしやすい 職場づくり 取り組む企 応援しま

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育でしやすい職場づくり奨励金

出產後職場復帰援助金

奨 励 金

[1制度導入]

次のアーイの制度を会和2年4月1日出路に帰入し、 会約3年度内に一定の利用実績があること

- ア 特別単位の有給体質制度 (対象) 18才までの子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計8時期取得
- イ 短頭間間期間度(3歳未満を除く) 【代替制度:フレックスタイム制度、始業等業時刻の線上げ線下げ】 (対象) 3才以上 小学6年以下の子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計20日間利用
- ※今和2年度中に制度を導入済みの事業所は、今和4年3月51日までに 申請されると、20万円/1制度となります。
- ※実験全の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも 使っていただくことができます。

#### [令和2年4月1日以韓に産前体業を開始した場合]

労働者30人主道の高常花 かつ 初めて本奨励金を申請する事業所の場合 在記以外の常勤労働者 50人未満の事業所

万円人

万円人

育男体量を3ヶ月以上取得し

環境復帰した労働者を3ヶ月以上離用していること

・労働者の育児休養の取得について就業規則等に順文化されていること 労働者の言児体革取得や出産後の萬場復構、子言でに関する支援に 今後も取り組むこと

#### [ 令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合 ]

實現体第17か月以上

育児体第3か月以上 17か月未満

育児体業3か月未満 または産休のみ

展前屋装体集または再見体業を取用

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

労働者の育児休業の取得について試業規則等に明文化されていること 労働者の育児体業取得や出産後の職場復帰、子育でに関する支援に 今後も取り組むこと

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等 (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590